第49号　令和6年 秋号

成年後見 コスモスおおさかだより

～誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

発行元　公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部

【ご挨拶】

コスモスおおさかでは、外部からも積極的に実務に精通したエキスパートをお招きした研修を開催するとともに、ディスカッション型（ゼミ型）の研修も実施し、時代や社会によって変わりうる今の現状を把握し、真に専門職後見人としての資質を備えるための組織体制をさらに確立することも当支部としての責務と考えています。本号はこのような研修を運営している会員を紹介いたしました。また、令和7年2月20日（木）13時から大阪市中央公会堂にて、漫才師の青空一風千風さんを東京からお招きして、成年後見を漫才で学ぶセミナーとトークセッションを行います。詳細は後日お知らせいたします。ぜひご参加ください。

（コスモスおおさか支部長　泉井亮太）

コラム 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

病院への入院や介護施設等への入所の手続支援、日用品の買い物などの日常生活の支援、葬儀や死後事務等を家族・親族に代わって支援する「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加しています。

この事業は、**①契約者がご年配であること**、**②死後のサービスを含み、契約期間が長期にわたること**、**③サービス提供に先行して一部費用の前払いが必要であること**など、利用者保護の必要性が高く、利用者の安心を確保することが必要です。

そこで、本年６月、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が策定されました。

詳しくは、下のURLをご参照ください。

私ども「コスモス成年後見サポートセンター」は、ガイドライン策定以前より、**①公正証書にする前に、契約内容を本部がチェックすること**、**②契約締結時には、「重要事項説明書」を交付すること**、**③受任しているすべての後見業務について、3か月毎に本部へ報告を義務つけること**など、適正に後見業務を履行しているかどうか本部がチェックする体制を整え、利用者に安心していただける活動しています。

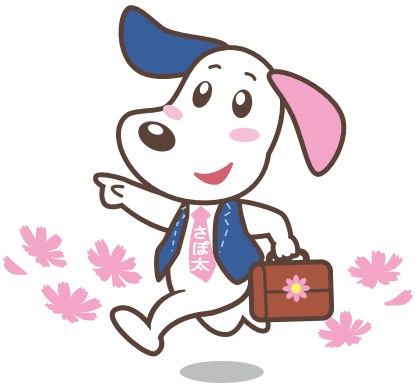

★「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」　https://www.mhlw.go.jp/content/001262636.pdf

成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部（コスモスおおさか）

大阪市中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

TEL:06-6943-7517

お寄せいただいた相談事例

相談内容

【年　　齢】 77歳・男性
【認　　定】 要介護4　認知症 なし
【生活状況】 特別養護老人ホーム入所
【家族関係】 独身　息子

【収　　入】 15万円/月（年金・企業年金）
【支　　出】 12万3千5百円
【資　　産】 普通預金　1390万円

内訳	
施設利用料	90,000円
医療費	20,000円
各種保険料	3,500円
その他	10,000円

【本人の意向】
三十代で大阪に出てきた後、内縁関係の女性と暮らしていましたが、数年前に女性が亡くなったのを機に現在入居する特養に入所しました。入所後も、施設職員の協力を得て、ご自身で財産管理や役所手続き等をおこなってきましたが、一昨年胃癌手術を受けた後、急激に体力が低下し、付き添っての車イス移動も困難な状態になり、財産管理や手続き等をおこなうことが難しくなりました。
今後の生活に不安を抱いた本人より、施設の相談員を通して相談を受け、施設でご本人とお会いすることになりました。

本人の意向としては、
①この施設が気に入っており、ここで最後まで暮らせるように支援してほしい。
②大阪に出てくる前に離婚した方との間に息子がいる。息子に迷惑をかけたくないので、自身が亡くなるまで息子に一切連絡をとらないでほしい。
③自身はキリスト教に入信しており、自身が亡くなった後は、教会の合同墓地に埋葬してほしい。
④自身が亡くなった後、残った財産を息子に渡してほしい。
とのことでした。

解決案

本人の意向に沿って

①と②に関しては、判断能力があるうちは財産管理、施設等との契約、役所手続き等を代理でおこない生活を支える「生前事務委任契約」、認知症等により判断能力が不十分になったときには代理人として生活を支える「任意後見契約」があることを説明し、息子に迷惑をかけることも連絡をとることもないことをお伝えする。

③と④に関しては、本人が亡くなった後に直葬の上、教会の墓地に埋葬させてもらうことや、施設等への支払い、役所手続き、埋葬をさせてもらった後に息子と連絡をとり、財産引き渡し等をおこなうことができる「死後事務委任」で対応させてもらえることを説明させてもらいました。

その後、説明に納得された本人と施設において公正証書による生前事務委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約を結ばせてもらいました（公証役場より公証人に出張で来てもらいました）。
現在、契約後1年あまりが経過し、体調をくずされることも増えてきましたが、それでも面談の最後には必ず、「先生、よろしくな」と言ってお部屋に戻られております。

コスモスおおさか　電話相談から制度利用までの流れ

Step1
電話をかけてみよう！
まずは、コスモスおおさかだよりやチラシに載っている番号に電話しましょう。事務局でご用件とご連絡先などをお伺いして、後ほど担当者からご連絡差し上げます。

Step2
担当者から電話が来た！
相談担当のコスモス会員からご相談者へ折り返しお電話します。
成年後見制度についてのご質問やご相談内容をお話しください。

Step3
訪問をお願いしてみよう！
詳しい説明をして欲しい、成年後見制度の利用を検討しているご本人に会ってみてほしいというときは、ご訪問対応も可能です。
ご訪問先のエリア担当2名でお伺いします。日程の調整をしますので、ご都合の良い日時をいくつかお知らせください。

Step4
制度の利用を決めたら！
・ご本人の判断能力がすでに衰えている場合
…法定後見の申立
・今は元気いっぱいで判断能力もしっかりしている場合
…任意後見の契約
に向けて、準備を始めましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦することも可能です。

Step5
候補者に会ってみよう！
人間同士ですから、相性も大切です。まずは候補者に会ってみましょう。
コスモスおおさかから候補者を推薦した場合は、必ず事前にお会いしたうえで、詳しいご本人の状況を伺って、必要な資料を集めたり手続きを進めたりします。

Step6
制度利用へ向けて
今回は、コスモスおおさかから候補者を推薦するまでの流れをご紹介しました。
成年後見制度は、後見人等が決まってからがスタートです。ご本人が亡くなるまで、または判断能力が回復するまで、おそらく長～いお付き合いになります。お一人で悩まずに、まずはお気軽にお電話してみませんか？

お電話でのご相談、お問合せは　☎06-6943-7517

コスモスおおさかの仲間

コスモスおおさかには、総務部・財務部・研修部・広報相談部・業務相談部の5つの部があり、活動しています。今回は、研修部のメンバーの紹介です。研修部は、研修会の運営の他、コスモス会員のスキルの向上、自己研鑽のお手伝いをしています。

梶谷 恭子会員　研修部長

コスモス入会以来、研修部員として研修運営に携わらせていただいています。
最近は美味しいものを求めて食べ歩きを楽しんでいます。つい食べ過ぎてしまうのが悩みの種です。
美味しいお店の情報は常に大歓迎ですので、オススメのお店があれば是非教えてください！

吉田 結城会員

コスモスおおさかに入会して約3年、研修部員として日々の研修の運営などに携わらせていただいております。
趣味は将棋と麻雀。どちらの人並みにはできますので是非お気軽にお誘いください。
対局の際はお手柔らかに…。
よろしくお願いいたします。

恩知 唯衣会員　副支部長(研修部担当)

研修部の担当副支部長の恩知です。最近、母の影響で大正琴を習い始めました。不器用なりに楽しんでおります。趣味を通じて新しいことに挑戦する喜びを実感しているところです。研修を通じて、皆様が自信を深め、次のステップへ進むサポートをさせていただければと思っております。どうぞ見かけた際には、ぜひお気軽にご意見やご感想をお寄せください。

宮本 篤実会員

『(主に)ご高齢な方が安心して、健やかに生活できる社会を！』標榜し、コツコツと活動しております！
寸劇にも参加し、成年後見制度の普及活動に取り組んでおります！
飼っている保護犬との散歩が、日々の癒しです(＾＾)

中谷 暢宏会員

今回、新しくコスモスおおさか研修部になりました中谷暢宏と申します。現在、行政書士をしながら介護施設でも働いております。
まだまだ分からないことが多いですが、研修部の先生方の指導を仰ぎながら活動していきたいと思います。

山香 正和会員

研修部で楽しく活動させて頂いています。研修部では様々な研修を行っており、部長、部員みんなでワイワイ言いながら研修の準備をしています。みなさま機会があれば研修に参加してくださいね。

楠木 康貴会員

昔からガジェットが大好きです。最近はアガベ、ビカクシダ等のビザールプランツと呼ばれる少し変わった植物の育成にハマっております。
興味ある方いらっしゃいましたら情報交換させてください！

新熊 加代会員

受付でお待たせしないなど、スムーズな運営を心がけています。
スキンケアマニアでもあるので、化粧品の新製品などの治験や効果などを調べることが好きです。
研修時の受付にいることもありますので、お気軽にお声がけくださると嬉しいです。よろしくお願いいたします。

**コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っております。利用者様のイベントや、職員研修などの場面で是非ご活用ください。
無料相談会・セミナーをZoomを使用してのオンライン形式でも開催可能です。
セミナー内容・日時もご依頼に合わせて、柔軟にご対応させていただきます。
ぜひコスモスおおさかをご活用ください！**

**成年後見・相続・遺言
無料相談会**

**コスモスおおさか
成年後見セミナー**

**コスモスおおさか一座
寸劇セミナー**

任意後見契約 Q&A

Q1 任意後見契約とは何ですか

A ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。
任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ばれます。
ご本人がひとりで決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
この手続を申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。
尚、任意後見人には同意権，取消権はなく，身上保護（生活、療養看護等を誰に任せるかを判断し、そのための契約を結んだり、費用を払ったりすること）や財産管理に関する事務について代理権のみが与えられます。

Q2 任意後見監督人は、どのような仕事を行いますか

A 任意後見監督人の仕事は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして、監督することです。
また、ご本人と任意後見人の利益が相反（利益相反）する法律行為を行うときに、任意後見監督人がご本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q3 任意後見監督人の報酬は、お役所から支払われるのですか

A 任意後見監督人は、任意後見契約が発効したとき必ず家庭裁判所によって選任される役職であり、主に任意後見人を監督する役割を担います。
その報酬は本人の財産から支払われ、具体的な報酬額は管理財産額によって異なりますが、家庭裁判所が最終的に決定します。

活動報告・イベント情報

活動報告

令和6年4月28日（日）	狭山池まつり（大阪狭山市）
令和6年5月12日（日）	東大阪市ふれあい祭り（東大阪市）
令和6年7月24日（水）	寸劇（大阪市住吉区）
令和6年8月1日（木）	寸劇（枚方市）

春・夏に参加したイベントでは、延べ200を超える方々が私たちのブースに訪れ、子供から高齢者まで幅広く関心を持っていただき交流が広がりました。
また、具体的なお悩みをお持ちの方には個別ブースでご相談を受け付けました。
今後も定期的にイベントを開催していきますので、ぜひお立ち寄りください。
寸劇は、2回の公演で約60名の方に参加していただきました。「とてもわかりやすい、もっと見たい」と参加者から感想をいただきました。
行政書士による全国団体だからこそできる地域に根付いた活動をこれからも大切にしてまいります。

今後のスケジュール

令和6年11月3日（祝）	西区民まつり（大阪市西区）
令和6年11月16日（日）	ひらかた社協福祉フェスティバル（枚方市）
令和7年2月20日（木）	大阪市中央公会堂